3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、附則様式第一による支払計画表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

4～6　［略］

（改正法附則第九条第一項前段の規定による支払方法の細目）

**第四条**　［略］

2　［略］

3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十三条第一項において準用する整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第九条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、附則様式第二による支払計画表を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　［略］

5　前項の承認を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、第三項の支払計画表（第七項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に記載したところにより、各回ごとの支払うべき金銭を、その回ごとの支払期限までに支払わなければならない。

6・7　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七中「様式第７」を「附則様式第１」に改め、同様式を附則様式第一とする。

様式第八中「様式第８」を「附則様式第２」に改め、同様式を附則様式第二とする。

（使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

**第十一条**　使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令 | 使用済燃料再処理機構の財務及び会計に関する省令 |
| （経理原則） | （経理原則） |
| **第一条**　使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 | **第一条**　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 |
| （勘定区分） | （勘定区分） |
| **第二条**　［略］ | **第二条**　［略］ |
| 2　機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 | 2　機構は、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。 |
| 一　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「法」という。）第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（次号に掲げるものを除く。） | 一　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に掲げる再処理等（同項第一号に掲げる再処理関連加工を除く。）に係る経理 |
| 二　法第四十九条第一号及び第二号に掲げる業務のうち法第二条第四項第一号に掲げる再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯する業務に係る経理 | 二　法第二条第四項第一号に掲げる再処理関連加工に係る経理 |
| 三　法第四十九条第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理 | ［新設］ |
| 四　その他の経理 | 三　その他の経理 |
| 3　［略］ | 3　［略］ |
| （事業計画） | （事業計画） |
| **第十条**　法第五十八条の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 | **第十条**　法第四十八条の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 |
| 一　法第四十九条第一号に規定する再処理等に関する事項 | 一　法第四十一条第一項第一号に規定する使用済燃料の再処理等に関する事項 |